

都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みの検討に向けた 九都県市首脳会議の提言について

令和 5 年 12 月に出された第 33 次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」では、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への大都市圏の対応として「各都府県がそれぞれ対応するのではなく、圏域として一体的な対応を行うことが求められる場合がある」としている。「特に、東京圏については、九都県市首脳会議による広域的な調整の枠組みが設けられているが、他の大都市圏と比べても人口規模が突出しており、都県域を超えた観点からの調整によって圏域で更なる一体的な対応を行う必要性が高い」とし、「例えば、関西圏における関西広域連合のように都県を超えた圏域の水平的な調整を行う枠組み、国が都県を超えた圏域の調整の役割を果たすこととする枠組み、あるいは、都県等と国とが協議により調整を行う枠組みが考えられ、このような仕組みは、平時から設け、体制の構築とともに運用の実効性を確保しておくことが必要」とした。

また、令和 6 年 12 月には、総務省が『大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ』を設置し、三大都市圏における都道府県の区域を超えた圏域単位での対応等、大都市圏における広域的な課題への対応方策などについて、検討を進めている。

さらに、令和 7 年 1 月の石破内閣総理大臣施政方針演説では、都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」を強力に推進することを掲げ、必要な制度改革を進め、自治体同士の広域連携を抜本的に強化するとされた。

九都県市首脳会議は、全国人口の約 3 割を擁し我が国の政治、経済、文化の中心となる九都県市の多様な広域的課題について、長年にわたり協調して対応してきた。

例えば、環境問題では、平成 15 年 10 月から取り組んでいるディーゼル車規制による九都県市の大気環境の大幅改善を始め、東京湾の水質改善への取組や温暖化対策の普及啓発、都市緑化の推進、防災対策では、災害時の相互支援に関する協定の締結や、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生を見据え

た累計 45 回にわたる広域応援・受援訓練等の合同実施、さらに、福島県や能登半島の震災復興支援、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に向けた共同宣言、圏域の発展に資する国への要望等、様々な活動を行っている。

さらに、令和 6 年度の国において税制改正が議論されていた際には、定額減税実施に際しての地方行財政への配慮について、いち早く意見を取りまとめ、国に要望するなど、我が国全体をけん引する役割と責任も果たしてきた。引き続き、2040 年問題やその先の将来を見据えた議論を行っていく。

また、第 33 次地方制度調査会答申で示された「国が都県を超えた圏域の調整の役割を果たすこととする枠組み」については、これまでの地方分権改革の趣旨を踏まえたものでなければならない。

そこで、次のとおり表明するとともに、国に対して提言する。

- 1 九都県市首脳会議は、首脳間の議論を通じた合意形成に基づき、首脳のリーダーシップにより長年にわたり協調し、様々な成果を重ねてきた。今後も、より深刻化する将来的な広域的課題に、構成都市の自主性・自立性を発揮し、引き続き対応していくことを表明する。
- 2 大規模な災害や感染症のまん延等、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に対応するため、「新たな枠組み」を検討する場合には、九都県市首脳会議をはじめとした既存の広域連携の機能や取組について分析し、関係する地方自治体等に対し、十分な意見聴取や協議を行った上で、必要性について、慎重に議論を行うこと。

令和7年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎 様

九都県市首脳会議

座長 横 浜 市 長
埼 玉 県 知 事
千 葉 県 知 事
東 京 都 知 事
神 奈 川 県 知 事
川 崎 市 長
千 葉 市 長
さいたま市長
相 模 原 市 長

山 中 竹 春
大 野 元 裕
熊 谷 俊 人
小 池 百 合 子
黒 岩 祐 治
福 田 紀 彦
神 谷 俊 一
清 水 勇 人
本 村 賢 太 郎